

平成 26 年 4 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「子育て世帯臨時特例給付金」 26 年 4 月より支給

平成 26 年 4 月からの消費税増税に伴う経済対策として、「**子育て世帯臨時特例給付金**」の給付措置が行われます。

【子育て世帯臨時特例給付金】

① 支給対象者

基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における平成 26 年 1 月分の**児童手当の受給者**であり平成 25 年の所得が**児童手当の所得制限に満たない人**

② 対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当の対象となる児童

③ 給付額

対象児童 1 人につき 10,000 円（1 回限り）

④ 申請手続

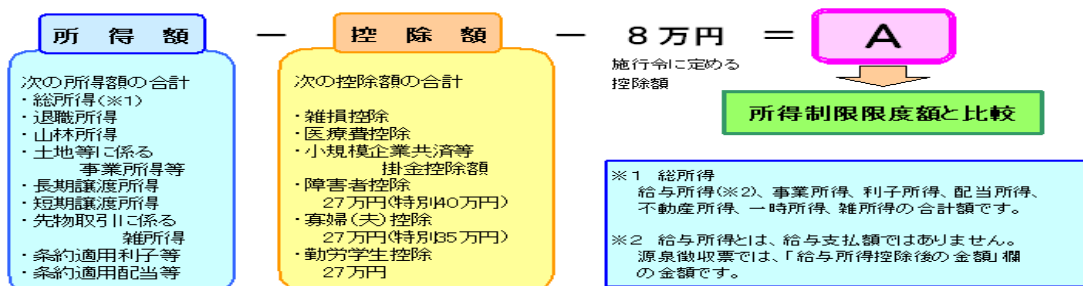
支給対象者が、原則として基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点の住所地の市町村に対して支給申請を行う

※児童手当とは、中学校終了までの児童に対し一律に月額 10,000 円支給されるもの

但し、3 歳未満の児童と 3 歳以上の第 3 子以降については、月額 15,000 円が支給

※児童手当の所得制限は、下記の算式で求めた金額と比較して判定します

〔1〕 計算方法



〔2〕 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額(目安)
0 人	622.0 万円	833.3 万円
1 人	660.0 万円	875.6 万円
2 人	698.0 万円	917.8 万円
3 人	736.0 万円	960.0 万円

※現在市町村にて給付金支給の準備を進めているようですが、具体的な申請方法や

申請時期などについては決まり次第、対象者に通知等によりお知らせがあるようです。

自治体によって若干違いがあるようなので、4 月以降にお住いの市町村へ問合せ下さい。